

組合員の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の取扱いについて

当国保組合には、組合員ご本人 が病気やけがで3日以上入院をして仕事を休み、賃金が支給されない場合、申請により傷病手当金を支給する制度があります。

この制度の特例措置として、組合員ご本人 が新型コロナウイルス感染症に感染し、本来医療機関に入院して治療を受ける必要があるにも関わらず、医師や保健所の指示で自宅又は宿泊施設での療養を与儀なくされ、その間仕事ができず、賃金が支給されない場合、この間は、入院をしたものとみなし、その期間が3日以上になるときは、傷病手当金の支給対象としています。

※ご家族の方は対象外です。

特例措置の期間等

●支給対象期間

「入院とみなした期間」（同一疾病につき通算40日まで）

※新型コロナウイルス感染症で入院したことがある場合、その期間は通算40日の算定に含まれます。

●本取扱いの期間

令和4年12月31日まで

●支給金額

1日につき5,000円

●必要書類（以下、いずれか一つが必要）

- ・保健所から発行された療養証明書、就業制限通知書
- ・My HER-SYSの療養証明書
- ・医療機関から発行された診断書（陽性判定日、療養期間のわかるもの）

●手続きの方法

「国民健康保険傷病手当金支給申請書」を記入し、必要書類を添付のうえ、所属の支部にて申請をしてください。